

五泉市子育て世帯移住支援金交付要綱

令和8年3月31日
告示第55号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ）から本市に移住して就業等をした者に対し、予算の範囲内において五泉市子育て世帯移住支援金（以下「子育て世帯移住支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、五泉市補助金交付規則（平成18年五泉市規則第48号。以下「規則」という。）、新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 交付の対象となる者は、申請時において次の第1号及び第6号に掲げる要件を満たす者のうち、第2号、第3号、第4号又は第5号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年の国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住していたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住していたこと。

(ウ) 五泉市移住・就業等支援事業移住支援金交付要綱（令和元年5月7日五泉市告示第48号）第2条第1号(ア)に定める移住元に関する要件に該当しないこと。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 本市に住民票を移して転入（以下「転入」という。）したこと。

(イ) 子育て世帯移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

(ウ) 本市に、子育て世帯移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他新潟県及び本市が子育て世帯移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、新潟県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

(エ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人等に就業していること。

(オ) 上記(イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人等に、子育て世帯移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、子育て世帯移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。

ウ 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企

業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

次に掲げるアの要件に該当し、かつイの要件に該当すること。

ア 関係人口の対象範囲に関する要件

子育て世帯移住支援金の申請時において、満 50 歳未満の者であって、「五泉応援団」の会員であり、かつ「五泉応援団」入会から 3 年以上経過していること。

イ 地域の担い手の確保に資する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 農林水産業に就業する者

(イ) 家業等に就業する者

(5) 起業に関する要件

新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領第 6 に定める起業支援事業に係る起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けていること。

(6) 子育て世帯に関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

ア 申請者及び 18 歳未満の者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、住民票の上で同一世帯に属していたこと。

イ 申請者及び 18 歳未満の者を含む 2 人以上の世帯員が子育て世帯移住支援金の申請時において、住民票の上で同一世帯に属していること。

ウ 申請者及び 18 歳未満の者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。

エ 申請者及び 18 歳未満の者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後 1 年以内であること。

オ 申請者及び 18 歳未満の者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(支援金の額)

第 3 条 子育て世帯移住支援金の額は、50 万円とする。

(交付申請)

第 4 条 子育て世帯移住支援金申請者は、申請書（様式 1）、移住先の就業先の就業証明書（様式 2）及び本人確認書類に加え、第 2 条第 1 号及び第 6 号の要件を満たし、かつ同条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 5 号の要件に該当することを証する書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第 5 条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査し、子育て世帯移住支援金の可否を決定し、交付（不交付）決定兼確定通知書（様式 3）により、申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第6条 前条に規定する交付決定通知を受けた申請者は、支援金交付請求書(様式4)を提出し、支援金の交付を受けるものとする。

(子育て世帯移住支援金の返還)

第7条 子育て世帯移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は速やかに市長に報告しなければならない。また市長は、子育て世帯移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、子育て世帯移住支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、子育て世帯移住支援金の全額又は半額の返還を請求することができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等、対象となる子育て世帯移住支援金受給者においてやむを得ない事情があるものとして市が新潟県と協議して認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等を行っていた場合

イ 子育て世帯移住支援金の申請日から3年未満に五泉市から転出した場合

ウ 第2条第2号及び第4号の要件を満たす子育て世帯移住支援金の申請日から1年以内に子育て世帯移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 第2条第3号の要件を満たす子育て世帯移住支援金の申請日から1年以内に子育て世帯移住支援金の要件を満たさなくなった場合

オ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

子育て世帯移住支援金の申請日から3年以上5年以内に五泉市から転出した場合

(子育て世帯移住支援金の支給・返還に係る情報提供)

第8条 第4条の申請があったときは、子育て世帯移住支援金の申請情報、子育て世帯移住支援金受給者の就業先情報及び子育て世帯移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに新潟県に提供することとする。また、市は起業支援金に係る交付決定に関して新潟県に照会し情報提供を受けることができる。

(調査)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、申請者若しくは交付決定者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

附則(令和8年3月31日告示第55号)